

令和7年度東京地方最低賃金審議会 第1回専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年8月1日（金） 午後4時30分から午後4時55分
- 2 場 所 東京労働局九段第二合同庁舎10階 共用会議室
- 3 出席状況 公益代表委員3名 労働者代表委員3名 使用者代表委員3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 東京都最低賃金の改正決定に係る意見について
- (3) 労使各側の基本的な意見の表明について
- (4) その他

5 議事要旨

- (1) 部会長及び部会長代理の選出では、部会長に本田委員、部会長代理に石毛委員が選出された。
- (2) 東京都最低賃金の改正決定に係る意見に対する質問等はなかった。
- (3) 労使各側の基本的な意見の表明については、
労働者側委員から
 - ・ 最低賃金法第1条の目的にあるとおり、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することが大事である。
 - ・ 今年度は、①春闘の状況、②実質賃金、③東京で働き暮らしていける水準の3点を基本に審議したい。春闘の結果は、前年に続き、高い水準での賃上げを実現しており、これは労使交渉の結果である。労使交渉できないパートタイムや有期契約で働く方にも確実に波及させなくてはならない。
 - ・ 名目賃金は上がっているものの、実質賃金が現在マイナスで推移しており、残念な結果となっている。賃上げしても、なお物価の上昇に追いつかない状況が続いており、生活水準は実質後退している。
 - ・ 東京の現状の最低賃金額1,163円で、年間2,000時間働いたとしても、年収は約230万円、いわゆるワーキングプアに近い水準であり、これは国際的にも低位である。首都東京のあるべき賃金水準1,500円を目指し、物価の上昇に負けないインパクトのある賃上げを目指していきたい。
 - ・ 賃上げこそが成長戦略の要であり、労働者はそれぞれ所属する企業及び団体に貢献し、賃金はその対価であることも含めて、今回の審議に臨みたい。
 - ・ 雇用主がいなくなれば、雇用される労働者も成り立たない。生産性向上の必要性や適正な価格転嫁が十分できていないといった状況も認識している。賃上げに反映させられるよう、制度整備及び支援策の拡充を求めたい。
 - ・ 意見書などの皆さんの声を重く受けとめ、真摯に審議に臨みたい。結果、労使ともに納得のいく答えが出ることを期待していきたい。との意見が出された。

使用者側委員から

- ・ 実質賃金の低下が続く中で、最低賃金の一定の引上げの必要性は理解しているが、すべての企業に適用される罰則付き強行法規である最低賃金の引上げと、財務状況に基づき自主的に行われる通常の賃上げを同列に扱うことはできない。従って、春季労使交渉における賃上げ率と同じ水準で、最低賃金の引上げのあり方を検討するような方法は適切ではない。
- ・ 最低賃金引上げの影響を強く受ける中小・小規模事業者に配慮した審議が必要であり、経済情勢が不確実な中で急激なペースでの引上げには慎重であるべき。
- ・ 最低賃金額は最低賃金法第9条所定の3要素に基づいて決めるべき。その中でも支払能力に十分配慮した議論をしたい。
- ・ 労働者数30名未満で、1年以上事業を営んでいる会社の状況を示す賃金改定状況調査の第4表こそ、企業の支払能力を示す代表的な指標である。
- ・ 物価高騰が続く中、生計費への一定の配慮が必要であるということは、認識しているが、3要素のデータをバランスよくみるのが基本であり、生計費のみに着目をするような議論ではなく、中小・小規模事業者の経営実態を慎重に見極めながら、納得感のある引上げ額の決定に向けて、丁寧な審議を行いたい。
- ・ 最低賃金改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保することは、合理的かつ妥当なものである。発効日は10月という時期にこだわるべきではなく、企業負担の軽減の観点から、適切な時期での指定日発効についても議論していきたい。
- ・ 様々な立場の多くの団体から、様々な意見要請が寄せられているということを受け止め、真摯かつ慎重に審議に臨みたい。

との意見が出された。

(4) 次回、第2回専門部会は、8月4日午前10時00分から開催することとされた。